

平成29年度 再生可能エネルギーの固定価格買取制度における 調達価格・調達期間のお知らせ

平成29年度の再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備）に係る調達価格・調達期間は、経済産業省告示によって、以下のとおり定められております。

再生可能エネルギー発電設備の区分等				調達価格 (円/kWh, 税込)	調達期間 (年)	
太陽光	出力10kW未満 ^{※1}	単独で設置する場合		28.00 ^{※6※7}	10	
		自家発電設備等を併設する場合 ^{※3}		25.00 ^{※6※7}	10	
	出力10kW以上	10kW未満の屋根貸し含む		22.68 ^{※8}	20	
風力	出力20kW未満			59.40	20	
	出力20kW以上	洋上風力 ^{※4} 以外	新設	平成29年9月30日まで	23.76	20
				平成29年10月1日以降	22.68	20
		リプレース			19.44	20
洋上風力			38.88	20		
水力	出力200kW未満	特定水力 ^{※5} 以外		36.72	20	
		特定水力		27.00	20	
	出力200kW以上 1,000kW未満	特定水力以外		31.32	20	
		特定水力		22.68	20	
	出力1,000kW以上 5,000kW未満	特定水力以外		29.16	20	
		特定水力		16.20	20	
	出力5,000kW以上 30,000kW未満	特定水力以外	平成29年9月30日まで		25.92	20
			平成29年10月1日以降		21.60	20
特定水力			12.96	20		
地熱	出力15,000kW未満 ^{※2}			43.20	15	
	出力15,000kW以上 ^{※2}			28.08	15	
バイオマス	1. バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備			42.12	20	
	2. 森林における立木竹の伐採又は間伐材により発生する未利用の木質バイオマス(輸入されたものを除く。)を電気に変換する設備(1の設備及び一般廃棄物発電設備を除く。)	2,000kW未満		43.20	20	
		2,000kW以上		34.56	20	
	3. 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス(当該農産物に由来するものに限る。)を電気に変換する設備(1、2及び4の設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。)	2,000kW未満		25.92	20	
		2,000kW以上	平成29年9月30日まで		25.92	20
			平成29年10月1日以降		22.68	20
4. 建設資材廃棄物を電気に変換する設備(1の設備及び一般廃棄物発電設備を除く。)			14.04	20		
5. 一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び1から4の設備以外のバイオマス発電設備			18.36	20		

※1 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(以下、「施行規則」といいます。)」第五条の二第一項第三号の規定を適用しない接続請求電気事業者に対する接続請求の場合。

※2 地熱発電設備のリプレースに係る調達価格等に関しては経済産業省告示等を参照願います。

※3 当該発電設備等により供給される電気が再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えるもの

※4 海に設置される風力発電設備であって、船舶により当該風力発電設備に係る風車等(風車及び風車を支持する工作物)を設置し、かつ、船舶により該風車等の保守に従事する者及びその保守を行うために必要な器材その他の物資を輸送することを要するもの。

※5 水車及び発電機、変圧器、遮断機その他の電気設備の全部並びに水圧管路の全部若しくは一部のみを新設し、又は更新するもの。

※6 太陽光発電設備に係る指定電気事業者(東京電力パワーグリッド、中部電力、関西電力を除く一般送配電事業者)からの求めに応じ、出力の抑制を行うために必要な機器の設置等の措置を講ずる場合は、2円を加えた額となる。

※7 平成28年8月1日以降に「再生可能エネルギー発電設備からの電力供給契約要綱(平成29年4月1日実施)に定める接続契約(以下、「接続契約」といいます。)」を締結している場合で、施行規則第五条第一項第十号に定める期間(1年)^{※9}内に認定発電設備の運転開始をしないときは認定が失効されます。

※8 平成28年8月1日以降に接続契約を締結している場合で、施行規則第五条第一項第九号に定める期間(3年)^{※9}内に認定発電設備の運転開始をしないときは経済産業大臣が定める方法で変更される調達期間が適用されます。

※9 ①平成28年7月1日から平成29年3月31日の間に認定を取得し、認定日の翌日から起算して9ヶ月以内に接続契約を締結、または②電源接続案件募集プロセスに参加し、当該プロセスが終了した日から起算して6ヶ月以内に接続契約を締結する場合は当該接続契約締結日が起算日となります。

●申込みを撤回した場合、当該申込みの内容の検討に要した費用を支払うことに同意いただくことが必要となります。

●施行規則に定める複数太陽光発電設備設置事業(いわゆる「屋根貸し事業」)を営む方が認定を受けた太陽光(出力10kW未満)は、太陽光(出力10kW以上)とみなされます。

●複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定できない場合に適用される調達価格・調達期間は、以下のとおりとなります。

- ・調達価格:当該複数設備のうち、最も調達価格の低い設備の区分等における調達価格
- ・調達期間:適用される調達価格と同様の設備の区分等における調達期間

●その他調達価格・調達期間の具体的な適用条件の詳細については、経済産業省告示等を参照願います。

東京電力パワーグリッド株式会社

平成29年4月